

令和 7 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

令和7年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		9,295,987,888,839 ^円
2	歳出総額		9,081,939,396,353
3	歳入歳出差引額		214,048,492,486
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	68,708,213,000
		(3) 事故繰越し繰越額	2,624,001,000
		計	71,332,214,000
5	実質収支額		142,716,278,486
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 154,805,033,000円 － 翌年度へ繰越すべき財源 71,332,214,000円 ＝ 未収入特定財源 83,472,819,000円

令和7年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,342,236,933,000 ^円
2	歳出総額		1,342,236,933,000
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都地方消費税清算会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,137,207,232,443 ^円
2	歳出総額		2,804,645,569,168
3	歳入歳出差引額		332,561,663,275
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		332,561,663,275
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		796,388,707 ^円
2	歳出総額		50,000,000
3	歳入歳出差引額		746,388,707
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		746,388,707
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和 7 年度東京都国民健康保険事業会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,098,746,785,348 ^円
2	歳 出 総 額	1,058,967,465,475
3	歳 入 歳 出 差 引 額	39,779,319,873
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	39,779,319,873
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和 7 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	6,209,196,000 ^円
2	歳 出 総 額	5,339,779,737
3	歳 入 歳 出 差 引 額	869,416,263
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	869,416,263
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和7年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,730,000,711 ^円
2	歳出総額		2,730,000,711
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		24,861,425,960 ^円
2	歳出総額		24,861,425,960
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,948,819,714 ^円
2	歳出総額		195,398,340
3	歳入歳出差引額		1,753,421,374
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		1,753,421,374
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		58,133,582 ^円
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		58,133,582
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		58,133,582
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		198,985,299 ^円
2	歳出総額		7,260
3	歳入歳出差引額		198,978,039
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		198,978,039
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都と場会計

区	分	金	額
1	歳入総額		6,715,260,655 ^円
2	歳出総額		6,715,260,655
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都営住宅等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		162,783,142,810 ^円
2	歳出総額		162,142,026,992
3	歳入歳出差引額		641,115,818
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	79,979,000
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	79,979,000
5	実質収支額		561,136,818
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 6,759,136,000円 － 翌年度へ繰越すべき財源 79,979,000円 ＝ 未収入特定財源 6,679,157,000円

令和7年度東京都営住宅等保証金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		10,405,065,809 ^円
2	歳出総額		2,799,128,164
3	歳入歳出差引額		7,605,937,645
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		7,605,937,645
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都都市開発資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		21,378,846 ^円
2	歳出総額		21,378,846
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和7年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		9,023,141,565 ^円
2	歳出総額		3,090,413,971
3	歳入歳出差引額		5,932,727,594
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	672,000
		(3) 事故繰越し繰越額	19,099,000
		計	19,771,000
5	実質収支額		5,912,956,594
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額
 73,771,000円

翌年度へ繰越すべき財源
 19,771,000円

未収入特定財源
 54,000,000円

令和 7 年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,246,769,938,635 ^円
2	歳出総額		1,246,769,938,635
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和 7 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,119,870,407 ^円
2	歳出総額		580,478,367
3	歳入歳出差引額		1,539,392,040
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	28,560,000
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	28,560,000
5	実質収支額		1,510,832,040
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書 4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
149,345,000円	28,560,000円	120,785,000円

令和 7 年度東京都工業用水道事業清算会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	4,956,967,559 ^円
2	歳 出 総 額	4,956,967,559
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	—
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—